湖北地域勤労者互助会

ご利用ガイドブック

働く皆さんの心豊かな暮らしお手伝い

低コストで充実した福利厚生・小さな負担で多きな特典



令和３年　６月

湖北地域勤労者互助会
滋賀県長浜市高田町 12-34
TEL/FAX　0749-53-3553
Email kohoku-gojo@sweet.ocn.ne.jp
https://kohoku-gojo.zenpuku.or.jp/

ガイドブック　目次

湖北地域勤労者互助会とは？　・・・・・・・・・・　３

加　入
　加入できる方　・・・・・・・・・・　４
　新規加入手続き、追加加入・会員異動　・・・・・・・・・・　４

会　費
　入会金・会費、納入方法　・・・・・・・・・・　５
　追加加入や退会時の対応　・・・・・・・・・・　５

慶弔共済給付事業
　共済給付一覧表　・・・・・・・・・・　６

福利厚生事業
　余暇活動事業　　主催事業、推奨ツアー、地域クーポン券事業
　・・・・・・・・・・　８
　健康増進事業
　　健康診断料補助、人間ドック補助、インフルエンザ予防接種補助
　　レクリエーション補助、体育施設利用補助　・・・・・・・・・・１０

　生きがい促進事業
　　自己啓発事業補助　・・・・・・・・・・１３
　　ゴールドカード運転免許書更新時補助　・・・・・・・・・・１３

施設利用補助
　主な取扱いチケット、割引券　・・・・・・・・・・１４
　主な割引施設一覧　・・・・・・・・・・１５
　当互助会管内の割引提携施設　・・・・・・・・・・１９
　「湖北すくらむ」利用方法ご案内　・・・・・・・・・・２１

共済給付金の請求について
　給付金請求例、共済給付認定基準　・・・・・・・・・・２２

湖北地域勤労者互助会とは？

湖北地域勤労者互助会は、長浜市内及び米原市内の中小企業の事業主と従業員が共に力を合わせ、一事業所だけではできない福利厚生事業を共同して行っています。中小企業で働く方々が、楽しく安心して働ける環境をつくると共に、企業の安定した労働力の確保と発展・振興を図り、地域社会の活性化に寄与することを目的として、平成７年４月に設立されました。

会長には長浜市長、副会長には米原市長、長浜商工会議所会頭、長浜市および米原市の商工会長が就任するなど、自治体や地元経済団体の強い支援を受けています。

令和３年５月１日現在、正規会員２９９事業所・２，６３５人の方に加入いただいています。

キャッチフレーズ

働く皆さんの心豊かな暮らし　お手伝い

低コストで充実した福利厚生・・・小さな負担で多きな特典



事業主・勤労者のメリット

企業（事業主）には・・・企業のイメージアップ、優秀な人材確保と定着、企業発展に

従業員（勤労者）には・・健康管理や余暇生活の充実、勤労意欲の向上

互助会では、こんなことをしています！

◇会員の永年勤続、ご結婚、還暦・古希、お子様のお誕生・小学校入学などのお祝金給付のほか、傷病や死亡時の給付事業を行っています。

◇会員とその家族を対象としたバスツアー、イベントなどを、割安な参加費でご案内します。

◇テーマパークや映画館などの入場料やコンサートなどのチケットを特別価格で提供しています。

◇健康診断・人間ドック受診・インフルエンザ予防接種・自己啓発、事業所レクリエーションなどに補助します。

◇自動車運転免許証更新時において「ゴールド免許運転者」に優良助成金の支給。

◇会員事業所にて利用できる１千円分の「地域クーポン券」を全会員に交付。

◇家庭用常備薬や長野県産りんご、防災用品等の生活物資について割引価格での斡旋。

◇スマホでのスタンプラリー「お宝ハンター」。

◇「推奨ツアー」には、割引価格で参加できます。

◇互助会全国組織（一社　全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（全福センター））に

加盟していることから、各種推奨事業が受けられます。
◇互助会独自の提携施設、滋賀県や近畿・全国の提携施設の割引もご利用できます。
◇「湖北すくらむ」と称し、「株式会社リロクラブ」と業務提携を行い各種サービスの拡充
（R3.4～）

会員になると

会員の方には、お一人ずつ次のものをお送りします。

会員証　各種事業の申込み時や会員証呈示で割引を受けられる施設（割引指定等）を利用する場合において会員証が必要です。会員証は、会員であることの証明となりますので、互助会窓口にお越しの際は必ず呈示ください。（退会の際には必ず返却ください。）

会員証呈示で利用できる施設には、滋賀県勤労者互助会連合会・（一社）全国中小企業福祉サービスセンター（全福センター）契約施設も含まれます。ＨＰでご確認ください。

毎月発行の広報誌「すくらむ」

４月～７月の会員・・・登録利用店で使える１，０００円分のチケット（５００円券２枚）

協力店登録の会員事業所のみで有効な「地域クーポン券 1,000 円分」を全会員に発行し、会員は協力店で商品やサービス代金の一部として利用できる事業。

加　入

加入できる方

企業・事業所はもとより NPO 法人、農事組合や個人事業主、任意団体なども加入できます。

① 長浜市・米原市内の中小企業の勤労者（正社員・契約社員・パートタイマー等）及び事業主
【加入は原則、事業所単位となります】

② 長浜市・米原市民で市内外の事業所に勤務する勤労者

新規加入手続き

次の書類に必要事項を記入のうえ、互助会窓口にお申込みください。
（各用紙はホームページ「各種申請書」からダウンロードできます。）

加入申込書・評議員届
口座振替納付依頼書
会員名簿（新規・異動）
会員カード

会員異動（追加加入・退会）

事業所での職員採用や異動等による追加加入の場合や、退職等による退会の場合
毎月２５日（特例月有）までに提出

＊特例月：２月、４月、１２月の締切日は、早くになりますので、ご注意ください。

追加加入　　提出物・・・・・・会員名簿（新規・異動）
　　会員カード
　　会員資格取得・・・翌月１日会員資格発生
　　入会金・会費の引落は翌月１０日（金融機関休業日の場合は翌営業日）
　　＊２６日以降の申請は、翌々月の１日加入日となります
退会届　　提出物・・・・・・会員名簿（新規・異動）
　　会員証の返却
　　当月末日に会員資格喪失（翌月には、会費引落しはありません）
　　５年以上継続加入された方は、退会餞別金の給付対象となりますので、「会員名簿」と併せて「共済金支払請求書兼証明書」に記入・押印の上、請求ください。
　　＊「共済金支払請求書兼証明書」の提出で、「退会届」とすることはできません。
　　＊２６日以降の申請は、翌月末日付退会

会　費

入会金・会費

入会金　　会員１人につき　　５００円（入会時のみ）・・・事業主負担が望ましい
会費　　会員１人につき　　月額５００円・・・・・・・労使折半が望ましい

事業主が負担された場合の入会金・会費は、事業所の福利厚生費として税法上、損金（法人税法等第２２条第３項）または必要経費（所得税法第３７条第１項）として処理することができます。

納入方法

指定の預金口座から、概ね毎月１０日（引落日が金融機関の休業日にあたるときは翌営業日）に自動引落しとなります。

会費を３か月以上滞納し、引続き納入の見込みがない場合は、会員資格がなくなることがありますので、ご注意ください。なお、会費未納により退会となった場合、加入期間中に発生した事由であっても、共済給付や助成は行いません。

追加加入や退会があった場合の入会金・会費について

追加加入届が毎月２５日（特例月有）までにあった場合
　・・・翌月１日資格発生、１０日（金融機関休業日の場合は翌営業日）入会金・会費引落
退会届の提出が２５日（特例月有）までにあった場合
　・・・当月末日に資格喪失、翌月の会費引落しはありません

変　更

下記の変更事由が生じたときは、所定の用紙を提出ください。

事業所に関する変更：事業所名、代表者、所在地、電話・ＦＡＸ、会費振替口座、評議員
会員に関する変更　：会員氏名、登録家族

慶弔共済給付事業

会員本人に対して、結婚・還暦・古希・勤続祝金、傷病や災害の見舞金、退会餞別金を支給します。
また、会員本人や会員の配偶者が出産した場合、会員の子供が小学校に入学したとき、会員本人や会員の家族等が亡くなった時に弔慰金を会員本人（会員本人が死亡された場合はその遺族）に支給します。

１、受給資格　　互助会会員資格和取得した日以降に給付事由が発生した場合に限ります。
給付事由発生前の請求書の受取り（預かり）はできません。

２、請求期間　　給付の事由が発生した日から３年以内に請求ください。（３年以内に請求がない場合は、請求資格を失います。）

３、請求方法　　「給付金請求書兼証明書」に必要事項を記入して事業所から請求ください。（一部給付事由の発生を証明する書類が必要なものもあります。）
特に「会員の死亡」「傷病見舞金」「住宅災害見舞金」の請求については、事前に事務局のご連絡ください。別途必要な書類があります。
毎月２０日の営業時間内（休業日の場合は前営業日）までに請求ください。

４、受領方法　　事業所の会費引落口座に振込みます。
毎月２０日までに受理した請求については、一般財団法人　全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）の審査を経て、互助会受理後概ね２か月以内に振込みます。

留意事項：＊古希祝金は令和２年度に新設した事業です。令和２年４月１日以降に古希を迎えられた方が対象です。
＊会費滞納者及び虚偽の請求等のあった場合には、給付金を支給することはできません。
＊不正行為により、給付金を受領した場合には、返還していただきます。
＊給付決定内容に不服がある場合には、３０日以内に異議の申立てができます。
＊死亡弔慰金、傷病見舞金、住宅災害見舞金については、「一般財団法人　全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）全福ネット・自治体提携慶弔共済保険」の給付認定基準により給付します。

「共済金支払請求書兼証明書」は、互助会ホームページ「各種申請書」からダウンロードできます。
https://kohoku-gojo.zenpuku.or.jp/

湖北地域勤労者互助会　共済給付事業　　（令和３年４月）

給付事由				給付金額（円）	提出書類
祝　金	結婚祝金	会員が結婚した場合		20,000	保険金請求書兼証明書
	出生祝金	会員に子が出生した場合		10,000	
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合		10,000	
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合		10,000	
	古希祝金	会員が満70歳に達した場合（独自給付）		10,000	
	勤続祝金	会員が勤続して右の期間を経過した場合	１５年	5,000	
			２０年	10,000	
			２５年	10,000	
			３０年	10,000	
			３５年	10,000	
			４０年	10,000	
傷病休業保険金	会員本人		休業３０日以上	10,000	保険金請求書兼証明書 *休業期間・傷病名が確認できる診断書(写し可)等
			休業９０日以上	10,000	
重度障害後遺障害保険金	会員本人	疾病により重度障害の状態となった場合	６５歳未満	100,000	保険金請求書兼証明書 *医師の後遺障害診断書(写し可) *不慮の事故である証明書(写し可) *交通事故である証明書(写し可)
			６５歳以上	50,000	
	不慮の事故	不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		100,000～4,000	
	交通事故	交通事故により後遺障害の状態となった場合		350,000～14,000	
住宅災害保険金	火災等による損害	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	200,000	保険金請求書兼証明書 *関係官署の罹災証明書(写し可) *損害修復にかかる見積書(写し可)
			30%以上50%未満	140,000	
			20%以上30%未満	100,000	
			20%未満	40,000	
	自然災害による損害	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	60,000	
			20%以上70%未満	30,000	
			20%未満	6,000	
		会員の居住する建物の床上浸水		12,000	
死亡保険金	会員本人	疾病により死亡した場合	６５歳未満	100,000	保険金請求書兼証明書 *医師の死亡診断書(写し可) *会員と受取人の関係を証明するもの（保険金10万円以下は省略可） *不慮の事故である証明書(写し可) *交通事故である証明書(写し可)
			６５歳以上	50,000	
		不慮の事故により死亡した場合		100,000	
		交通事故により死亡した場合		350,000	
弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合			30,000	保険金請求書兼証明書 *医師の死亡診断書(写し可)
	会員の子が死亡した場合			20,000	
	会員の親が死亡した場合			10,000	
餞別金	退会餞別金	会員が在会して右の期間を経過して退会した場合	５年以上	10,000	保険金請求書兼証明書

保険金請求書兼証明書には　*会員様の記名押印等必要事項の記入

*事業主様の証明となる記名押印　をお願いします

福利厚生事業（文化厚生事業・体育事業）

会員やその家族の余暇の有効活用・健康保持増進等を図るため別表の主催事業を実施するほか、割引提携施設の案内や観光果樹園、県内外公共ホールでのコンサートや演劇等の利用助成を行います。

ツアー事業につきましては、会員による団体旅行といった形を継続提供しつつ、「推奨ツアー」として会員が自由に選択し余暇利用できるものについても、引き続き助成してまいります。

また、滋賀県勤労者互助会連合会と共催での事業の実施を図ってまいります。

「湖北すくらむ」の導入

会員の皆様がより生活を豊かにしていただける福利厚生の充実を目指し、現行の福利厚生サービスに加え、「湖北すくらむ」と称して新しいサービスを令和３年４月から展開しています。

「湖北すくらむ」は、2017 年オリコン顧客満足度調査（福利厚生サービス部門）第１位に選ばれた（株）リロクラブとの提携サービスで、レジャー施設・グルメ・スポーツ・ショッピング・旅行などの余暇支援や自己啓発・育児・健康・介護など幅広いジャンルで全国約 20 万の優待・割引を何度でもご利用いただける福利厚生サービスです。

「湖北すくらむ」の利用範囲は、会員ご本人はもちろん、ご家族の方もご利用いただけます。

余暇活動事業

主催事業　　教室、ツアー、食事会、ボウリング大会、ソフトボール大会、ウォーキング、散策

推奨ツアー

生活物資のあっせん

令和３年度　主催事業（予定）

事業名	開催時期	場所等
奥びわ湖のかくれ里・菅浦　和食会席	令和３年５月 23 日	割烹旅館　佐吉
名古屋市科学館プラネタリウムと 金シャチ見学	令和３年６月 13 日	名古屋市科学館
商売繁盛　京都編	令和３年７月６日	伏見稲荷大社　他
比叡山延暦寺と ガーデンミュージアム比叡	令和３年７月 31 日	延暦寺 ガーデンミュージアム比叡
ランチ会	令和３年８月	グランパレー京岩
和菓子作り体験教室	令和３年９月８日	長浜まちづくりセンター
商売繁盛　岐阜編	令和３年９月 26 日	南宮大社、金神社　他
寄せ植え教室	令和３年 12 月 11 日	臨湖
カニツアー	令和４年１月 29 日	小浜ホテルせくみ屋
近江のひな祭りといちご狩り	令和４年３月 13 日	近江八幡市、五個荘町
県連　ウォーキング		

事業名	補助・割引	補助対象	摘要
推奨ツアー （平成３０年度～）	日帰り旅行　代金の２割（上限 2,000 円） 宿泊旅行　代金の１割(上限 2,000 円) 同居の家族　会員補助額の 1/2 （いずれも 100 円未満切捨て）	会員	年１回

事業内容	開催時期	対　象
物資斡旋事業 家庭用常備薬 こども商品券 信州喬木村産りんご カレー・ラーメン　　等	 ４月・１０月 １０月 １０月	 会員・家族
生活支援事業 全福ネット入院あんしん保険 全福ネットあんしん労災（ワンコイン労災） 全労済　ず～っと安心共済 全福ネットオールインワン HP パッケージシステム 中小企業退職金共済制度 防災商品（非常食、スマホ用発電機、非常用トイレ） 洋服の青山 おうちでドック　　等	 通年	 会員・家族

事業名	開催時期	場所等
ソフトボール大会 （湖北地域雇用対策協議会と共催）	令和３年９月１４～１６日	長浜バイオ大学ドーム
ボウリングスコアランキング	令和３年１０月～	

事業内容	補助・割引	補助対象	摘要
スキー場割引	各施設の提携額（率）	会員・家族	冬季
体育用具無料貸し出し		事業所単位	通年

地域クーポン券事業

協力店登録の会員事業所のみで有効な「地域クーポン券 1,000 円分」を全会員に発行し、会員は協力店で商品やサービス代金の一部として利用できる事業。

健康増進事業

https://kohoku-gojo.zenpuku.or.jp/

健康診断料補助実施要綱（抜粋）

１．助成内容

会員が、事業所独自での定期健康診断（労働安全衛生法第６６条、労働安全衛生規則第４４条）や会員個々による医療機関での健診（定期健康診断、生活習慣病予防検診）受診に対して、会員が支払った料金に応じて年 １ 回に限り助成する。

２．対象者

健康診断受診時に会員であること（年１回限り）

３．期　間

令和３ 年 ４ 月１日（木）から令和４ 年３月３１日（木）

４．申請の方法

健康増進事業（健康診断料）補助申請書（所定用紙）に、必要事項記入のうえ事務局に提出

最終申請締切日　　令和４ 年３月１８日（金）

５．補助金額

支払額が５ 千円以上は１千円、５ 千円未満は５００円

６．添付書類

会員名または事業所名が記載された領収書

健康診断実施明細書（受診者一覧）

７．申請期日及び交付期日

健診後に、事業所を通じて申請ください。

補助金は、事業所を通じて交付します。

人間ドック補助実施要綱（抜粋）

１．助成内容

会員が医療機関で「人間ドック」を受診した場合に、会員が支払った料金に応じて年 １ 回に限り助成する。

同一年度内において、健康診断料補助との併用申請はできません。

２．対象者

人間ドック受診時に会員であること（年１回限り）

３．期　間

令和３ 年 ４ 月１日（木）から令和４ 年３月３１ 日（木）

４．申請の方法

健康増進事業（人間ドック）補助申請書（所定用紙）に、必要事項記入のうえ事務局に提出

最終申請締切日　　令和４年３月１８日（金）

５．補助金額

支払額が 3万円以上は３千円、３万円未満は２千円

６．添付書類

会員名が記載された領収書

７．申請期日及び交付期日

健診後に、事業所を通じて申請ください。

補助金は、事業所を通じて交付します。

インフルエンザ予防接種補助実施要綱（抜粋）

１．助成内容

会員が、湖北（長浜市・米原市）管内の医療機関においてインフルエンザ予防接種を受けた費用の一部について、年１回に限り助成する。

ただし、接種料が５００円以下の場合を除く。

２．対象者

接種時に会員であること（年１回限り）

３．期　間

令和３ 年８ 月１日（日）から令和４ 年２月２８日（月）までに接種したもの

４．申請の方法

健康増進事業（インフルエンザ予防接種）補助申請書に、必要事項記入し、会員名の記載のある領収書を添えて事務局に提出

最終申請締切日　　令和４ 年３月１８日（金）

５．補助金額

支払額が 3,500 円以上は１千円、3,500 円未満は５００円

レクリエーション補助実施要綱（抜粋）

１．助成内容

事業所が、事業所単位で会員の健康保持増進または会員相互の親睦のために活動をした場合に、事業所が支払った料金について会員数に応じて年 1 回に限り助成する。

２．対象者

レクリエーション開催時に会員であること（年１回限り）

３．補助金額

会員１人　　３００円

４．申請期日及び交付

事業開催後に、事業所を通じて申請ください。

最終申請締切日　　令和４ 年3月１８日（金）

補助金は、事業所を通じて交付します。

湖北地域体育施設利用補助実施要綱（抜粋）

１．助成内容

事業所が、事業所単位で会員の健康保持増進のために湖北地域の体育施設において活動をした場合に、事業所が支払った料金に応じて年 1 回に限り助成する。

２．対象者

施設利用時に会員であること（年１回限り）

３．補助金額

１回の支払額	５，０００円以上	１，０００円
	３，０００円以上５，０００円未満	７００円
	３，０００円未満	2割（１００円未満切捨て）

４．申請期日及び交付

事業開催後に、事業所を通じて申請ください。

最終申請締切日　　令和４ 年3月１８日（金）

補助金は、事業所を通じて交付します。

生きがい促進事業補助

国家資格・通信教育・カルチャー教室、ユーキャンの受講など会員のスキルアップを支援します。
自動車運転免許優良（ゴールド免許）更新者に助成します。

資格取得補助・優良更新者助成の請求書等は、互助会ホームページからダウンロードできます。
https://kohoku-gojo.zenpuku.or.jp/

自己啓発事業補助実施要綱（抜粋）

１．助成内容

会員が長浜市及び米原市内の指定管理を含む公立施設並びに商工会議所・商工会、ＮＨＫ及び全福センターが開催する自己啓発講座を受講したとき、または会員が国家資格を取得するため公的機関が実施する国家資格取得試験を受験したとき、会員が支払った料金の２０％以内2,000 円を限度に助成する。（趣味などの教室・講座は該当しません）

２．対象者

講座受講時、資格試験受験時に会員であること（年１回限り）
過去において同一講座の受講・受験のないこと

３．補助金額

支払額の２０％以内（１００円未満切捨て）
限度額：２，０００円

４．申請期日及び交付期日

講座または資格取得試験終了後に、事業所を通じて申請ください。
最終申請締切日　　令和４ 年3月１８日（金）
補助金は、事業所を通じて交付します。

自動車運転免許優良（ゴールド）更新時助成要綱（抜粋）

１、助成内容

会員の交通安全意識の高揚、交通事故抑止と、事業所における安全運転管理を目指し、安全安心な地域づくりに寄与することを目的とする。

会員で自動車運転免許保有者が、更新前 5 年間無事故無違反で優良運転者講習を受講した際の「優良」免許証が交付された後、助成する。

２、助成金額

１，０００円/人

３、対象者

会員（免許証交付時、誕生日が会員であること）

※平成３１ 年 ４ 月１日（月）～令和６年３月３１ 日（月）の期間に更新された方

４、申請方法

自動車運転免許優良（ゴールド）更新助成申請書に必要事項を記入し、優良運転免許証を提示の上、会員本人が互助会事務局に申請する。

５、助成金交付

助成金は、互助会窓口にて現金で交付します。

施設利用補助

東京ディズニーリゾート、USJ、ナガシマスパーランドなどのテーマパークや観光果樹園、琵琶湖汽船クルーズなどを割引価格でご利用いただけます。

互助会窓口には、必ず「会員証」をご持参の上申請ください。

互助会窓口にてチケットを購入

ホールチケット：各種公演チケットは、通常料金の概ね 20%割引で取寄せ販売します。

公演日 10 日前（休業日除く）までに、互助会ホームページまたはＦＡＸにてお申込みください。

申込み後のキャンセルおよび座席指定等はできません。

一般価格 5,000 円以上のチケットはお一人２枚までとなります。

長浜浪漫パスポート

長浜盆梅展拝観券

長浜・北びわ湖大花火大会特別協賛席券

彦根ビバシティシネマ、イオンシネマ、アレックスシネマの映画チケット

びわ湖クルーズ：琵琶湖汽船

県立アイスアリーナ

草津・守山湯元水春

ニフレル

芝政ワールド

関西サイクルスポーツセンター

ひらかたパーク

名古屋港水族館　　割引チケットは、互助会事務局にて取寄せ販売となります。

姫路セントラルパーク　割引チケットは、互助会事務局にて取寄せ販売となります。

京都鉄道博物館　　割引チケットは、互助会事務局にて取寄せ販売となります。

京都水族館　　割引チケットは、互助会事務局にて取寄せ販売となります。

互助会窓口にて割引券を受領（各施設でお支払い）

観光果樹園：今荘観光ぶどう園・マキノピックランド・アグリパーク竜王観光果樹園

フォレストアドベンチャー栗東

東京ディズニーリゾート（東京ディズニーランド・東京ディズニーシー）　１年度１回まで

ナガシマスパーランド＆湯あみの島

なばなの里

志摩スペイン村　パルケエスパーニャ

アクア・トト・ぎふ「世界淡水魚園水族館」

名古屋アンパンマンこどもミュージアム＆パーク

レオマワールド

施設利用後に申請　　互助会窓口にて補助申請書に記入しチケットの半券を添付

ユニバーサル・スタジオジャパン　　（1 年度に 1 回まで）

施設ご利用後に「ＵＳＪ提携施設利用補助申請書兼領収書」に入場チケットを添付して申請。

会員 1,000 円、同居の家族 500 円交付

会員証とご印鑑を持参いただければ、その場で現金交付します。

その他

キッザニア甲子園

特別ご優待については、「サービスコード予約サイト」にアクセスください。

http://www.kidzania.jp/koshien/SC　（ＰＣ、スマートフォン）

サービスコード【ＫＨ１０３５９８２】（半角）を入力ください。

京都定期観光バス　　会員証提示で団体料金で利用できます。

主な提携割引施設・割引内容　　（抜粋）

会員証提示のほか、互助会発行の「割引利用券」または「施設利用補助券」等が必要となる場合があります。

会員及びその同居のご家族の方が、割引価格にてご利用いただけます。

利用可能期間中であっても、割引除外となる場合がありますので事前に各施設確認ください。

（R3.4）

施　設　等（一部紹介）		対象	通常料金	会員価格	会員メリット	予定時期
長浜盆梅展観覧券		大人	800	560	240	期間中
		小中学生	400	280	120	期間中
長浜浪漫パスポート			1,000	800	200	期間中
映画観賞割引	彦根ビバシティシネマ	大人	1,800	1,300	500	年　間
		小中生	1,000	800	200	
	イオンシネマ	大人	1,800	1,300	500	
	アレックスシネマ	大人	1,900	1,400	500	
		小中高	1,000	800	200	
県立アイスアリーナ(スケート場)	土・日・祝日	大人	1,700	1,400	300	10～17 時休館有
	土・日・祝日	小人（高校生以下）	750	450	300	
琵琶湖汽船びわこクルージング	長浜港より竹生島クルーズ　（往復）	大人	3,130	2,100	1,030	年間（除外日あり）
		小人	1,570	1,050	520	
	琵琶湖横断コース（長浜～竹生島～今津）	大人	2,880	2,100	780	
		小人	1,440	1,050	390	

観光果樹園 入園料補助	今荘観光ぶどう園 マキノピックランド アグリパーク竜王	大人			500	期間中
		小人			400	
		３歳以上			300	
東京ディズニーランド 東京ディズニーシー	１デイパスポート	会員	8,200～	6,700～	1,500	年１回
		会員・シニア（65～）				
		家族・大人	8,200～	7,700～	500	
		家族・ 中・高校生	6,900～	6,400～	500	
		家族・小人	4,900～	4,400～	500	
		家族・シニア（65～）				
ユニバーサル・スタジオ・ジャパン		会員	8,200～	6,800～	1,000	年１回
		会員シニア	7,400～	6,100～	1,000	
		家族			500	
ひらかたパー	入園＋フリーパス料金	大人	4,600	3,980	620	年　間
		小学生	3,900	3,420	480	
ニフレル割引契約		大人	2,000	1,700	300	年　間
		小・中学生	1,000	900	100	
		幼児(3歳～)	600	500	100	
関西サイクルスポーツセンター		大人	3,000	2,600	400	年　間
		小人 (110㎝以上)	2,700	2,300	400	
		小人 (110㎝未満)	1,900	1,500	400	
		シニア	2,200	2,100	100	
京都定期観光バス		会員証提示で「グループ割引料金」				年　間
京都水族館		大人	2,200	1,980	220	年　間
		高・大学生	1,700	1,530	170	
		小・中学生	1,100	990	110	
		幼児	700	630	70	
京都鉄道博物館		大人	1,200	1,000	200	年　間
		高・大学生	1,000	800	200	
		小・中学生	500	300	200	
		幼児	200	100	100	
京都るり渓温泉	土日祝	大人	800	500	300	

キッザニア甲子園	休日 第２部（16：00～21：00）	中学生	3,905	3,405	500	年間 （除外日あり）
		小学生	3,795	3,295	500	
		園児	3,465	2,965	500	
姫路セントラルパーク		大人	3,600	2,625	975	年　間
		小学生	2,000	1,500	500	
		幼児	1,200	900	300	
平磯海づり公園	4時間以内	大人	1,000	900	100	会員証提示・割引利用券提出
		小人	600	540	60	
六甲山牧場		大人	500	450	50	
		小中学生	200	180	20	
太陽公園・白鳥城		大人	1,300	1,170	130	
		小中学生	600	540	60	
姫路市立遊漁センター		大人	800	670	130	
		小人	500	420	80	
姫路市平和資料館		大人	200	160	40	
		小中学生	50	40	10	
姫路市立手柄山室温植物園		大人	200	160	40	
		小中学生	100	50	50	
芝政ワールド スーパーパスポート		おとな会員	3,800	3,300	500	期間中 プール 7/3～9/26
		おとな家族	3,800	3,500	300	
		こども家族	2,700	2,400	300	
越前松島水族館		大人	2,000	1,800	200	年　間
		小学生	1,000	900	100	
		幼児	500	450	50	
世界淡水魚園水族観アクア・トトぎふ利用料補助		大人	1,540	1,000	540	年　間
		中・高校生	1,130	800	330	
		小学生	770	500	270	
		幼児	380	250	130	
名古屋アンパンマンこどもミュージアム＆パーク		1歳以上	2,000	1,500	500	年　間
名古屋港水族館		大人	2,030	1,620	410	年　間
		小・中学生	1,010	710	300	
		幼児	500	350	150	
ナガシマ スパーランド 3/1～2/28	パスポート 入場券＋乗り放題（ちびっこひろば不可）	中学生以上	5,500	4,300	1,200	年　間
		小学生	4,200	3,200	1,000	
		幼児	2,500	1,800	700	
	ワイドパスポート	中学生以上	6,800	5,700	1,100	プール利

	入場券＋乗り放題＋海水プール（ちびっこひろば不可）	小学生	5,100	4,200	900	用期間 7/10 ～9/27
		幼児	2,900	2,300	600	
	遊園地入場券＋湯あみの島入館	中学生以上	2,100	1,300	800	年　間
		小学生	1,300	800	500	
		幼児	700	300	400	
なばなの里	入村	小学生以上	2,300	2,000	300	3/1～5/31
			1,600	1,300	300	6/1～8/31
志摩スペイン村 パルケエスパーニャ	パスポート	大人 18～59	5,400	4,300	1,100	年　間
		シニア 60～	3,600	2,650	950	
		中人 12～17	4,400	3,400	1,000	
		小人 3～11	3,600	2,650	950	
		障がい者大人	2,700	2,200	500	
		障がい者 シニア	1,800	1,300	500	
		障がい者中人	2,200	1,700	500	
		障がい者小人	1,800	1,300	500	
伊賀の国　大山田温泉さるびの		大人	800	640	160	
		70 歳以上	650	520	130	
		小人	400	320	80	
島ヶ原温泉　やぶっちゃの湯		大人	800	640	160	
		小人	400	320	80	
ヒルホテルサンピア伊賀	入浴料	大人	800	600	200	
		小人	400	200	200	
	レジャープール	大人	1,000	800	200	
		小人	700	500	200	
レオマワールド	フリーパス（パーク入園・乗り物）	大人	4,000	3,500	500	年間（除外日あり）
		小人	3,500	3,000	500	
	ワイドフリーパス（入園・オリエンタルトリップエリア）+乗り物	大人	4,500	4,000	500	
		小人	4,000	3,500	500	
	ワイドプールパス（入園・プール・オリエンタルエリア）	大人	4,500	4,000	500	開設期間
		小人	4,000	3,500	500	

潮干狩り　　海の家休憩所 すず・なお家　　（三重県）	昼食割引	期間中
大相撲名古屋場所	溜席	場所中
県内・近隣府県公共ホール等主催事業・観劇（賞）料補助（チケット取寄に限る。）	概ね２０％補助 限度額２，５００円	年　間
滋賀県勤労者互助会連合会契約施設の割引契約	契約施設ごとの割引率	年　間
（一社）全国中小企業勤労者福祉サーヒスセンター契約施設の割引契約 （宿泊施設、ゴルフ場、レジャー施設、文化施設、冠婚葬祭、レンタカー等）	契約施設ごとの割引率	年　間
県内・県外の各スキー場割引	スキー場ごとの割引率	期間中
ときめきの宿ふるさとネット	契約施設ごとの割引率	年　間
温泉旅館・ホテル宿泊優待	契約施設ごとの割引率	年　間

当互助会管内の割引提携施設　　＊会員証を必ず提示ください

提携施設・店舗	住所/連絡先	主な特典内容 （詳しくは店舗にご確認ください）
㈱京岩神前殿　LINEA	長浜市神照町 402 63-4455	婚礼費用総額より 5 万円割引 会場プロジェクター3 万円割引 ＊事前予約、現金に限る
ウッディパル余呉 パターゴルフ	長浜市余呉町中之郷 260 86-4145	通常料金の 50 円引き（同伴者 4 人まで）
へあーず倶楽部髪工房	長浜市港町 4-9 62-0864	技術料 10%割引（但し現金に限る）
H-AIR-FACTORY イオン長浜店	長浜市山階町 271-1 68-5514	婚礼衣装、その他貸衣装　店頭価格の 20%割引 （但し、パッケージ商品除く） 総合美容料金の 10%割引（但し、婚礼除く）
Beetle 長浜	長浜市山階町 455-31 68-0404	パーマ・カラーメニュー10%割引 （但し、ポイントパーマ・カラーリタッチメニューは除く 他の割引券との併用不可）

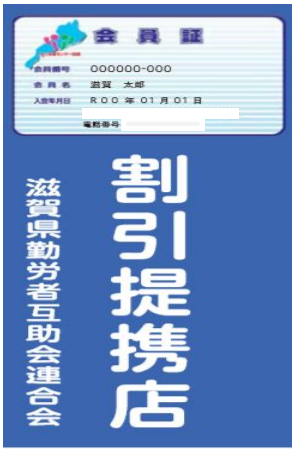
今荘観光ぶどう園	長浜市今荘町 1418 74-1903	入園割引（割引券必要） 大人 500 円、小人 400 円、幼児 300 円
アクセル㈱ 旅行屋ユウ	長浜市大辰巳町 96 68-0180	国内海外の企画商品　旅行代金の 3%割引 （一部商品除く）
近江トラベル㈱ 長浜支店	長浜市八幡東町 622-2 63-8103	国内海外の企画商品　旅行代金の 3%割引 （一部商品除く）
㈱太陽ツーリストサービス	長浜市大辰巳町 42-3 63-5539	国内海外の企画商品　旅行代金の 3%割引 （一部商品除く）
トラベルメイトサービス㈱ 淡海ツーリストセンター	長浜市八幡東町 266-1 68-2888 長浜市高月町落川 35-2 85-6511	国内海外の企画商品　旅行代金の 3%割引 （一部商品除く）
長浜観光㈱	長浜市中山町 6-1 63-4180	国内海外の企画商品　旅行代金の 3%割引 （一部商品除く）
㈱メッツワールド 伊香営業所	長浜市八幡中山町 514-5 63-3200 長浜市西浅井町塩津浜 946 88-8166	国内海外の企画商品　旅行代金の 3%割引 （一部商品除く）
ベビーフェイスプラネッツ　長浜店	長浜市八幡中山町 460 63-3510	お会計 5%割引 （但し、他の割引券との併用不可）
牛角　長浜店	長浜市八幡中山町 120-7 68-1729	500 円割引 （但し、他の割引券との併用不可）
紳士服　はるやま 長浜店	長浜市山階町 284-1 65-8611	全商品 10%割引 （但し、税抜き 1,000 円以下の商品及び直し代、セール品等は除く）
長浜自動車学校	長浜市加田町 950 62-1122	*普通車・準中型車　15,000 円割引 *中型車・大型車・普通二輪・大型二輪 大特車・けん引車　8,000 円割引 但し、審査(5ｔ解除・8t 解除・AT 解除)は除く

詳しくは、窓口にお尋ねいただくかホームページにてご確認ください。

滋賀県勤労者互助会や全福センター提携施設等もご利用いただけます。

滋賀県勤労者互助会連合会　https://shiga-gojoren.zenpuku.or.jp/

一般社団法人　全国中小企業勤労者福祉サービスセンター　http://www.zenpuku.or.jp



湖北地域勤労者互助会・滋賀県勤労者互助会連合会が割引提携させていただいている店舗等には、左のプレートで案内しています。

「湖北すくらむ」

令和３年４月より、湖北地域勤労者互助会に新たなサービス「湖北すくらむ」が増えました♪
「湖北すくらむ」はWebサイトやアプリでご利用いただける新サービスです。
福利厚生事業最大手の㈱リロクラブとの提携により、約２０万コンテンツの豊富なメニューを湖北地域勤労者互助会専用のサービスサイトにてご利用いただけます。

サービス一例

映 画	レジャー	日帰り湯	グルメ	カラオケ	宿 泊
全国約300館の映画館が	全国約1，000カ所の遊園地･テーマパークが	全国約1，000カ所日帰り湯施設が	全国約40，000店以上の飲食店や宅配ピザなどで	全国のカラオケルーム約1，000店が	国内約20，000軒のホテル･旅館が
会員優待価格	**最大65%OFF**	**最大60%OFF**	**最大50%OFF**	**最大50%OFF**	**最大80%OFF**

「湖北すくらむ」ご利用方法

パソコン・スマートフォンからログインしてください。
https://www.club-off.com/kohoku/

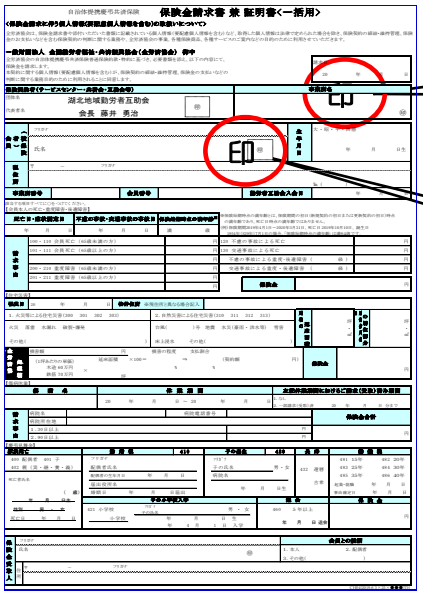
ログイン ID　　会員番号　　：　一般会員　　9桁
例　001230−001　⇒　001230001
初期パスワード　生年月日　　：　8桁
例：1982年6月7日生　⇒　19820607
※初回ログインの際、パスワードはご自身で変更していただきます。

保険金の請求について

保険金請求には、保険金請求書兼証明書をご提出ください。

見 本

保険金請求書兼証明書



事業主証明印
お忘れなく！

申請者の押印

保険金支払いの内容

- 結婚祝い金
- 子の出生祝い金
- 子の小学校入学祝い金
- 還暦祝い金
- 古希祝い金
- 勤続祝い金（15 年・20 年・25 年 30 年・35 年・40 年）
- 住宅災害保険金
- 傷病休業保険金（30 日・90 日）
- 重度障害･後遺障害保険金死亡保険金
- 死亡保険金
- 死亡弔慰金
- 退会餞別金（会員期間５年以上に限る）

■保険金請求権利は、事由発生後３年以内は有効ですが、**事由発生時に会員である事**が条件となります。

（例：R3 年４月入会、R3 年２月に還暦を迎えていても、２月の誕生日時点では会員でないため、請求はできません）

■**子の入学祝い金**の入学の日付は **4 月 1 日**となります。（入学式の日付ではありません）

■**傷病休業保険金**は 30 日（又は 90 日）経過された後、請求してください。

■**勤続祝い金の「起業・就職日」「事由確定日」、退会餞別金の「退会日」**の記入漏れがよく見受けられます。必ずご記入頂く様お願いします。

※保険金請求書は、毎月 20 日締切（月末が土日祝日の場合、前日に締切り）となりますので、遅れないようご提出下さい。
20 日締切後、「一財　全国勤労者福祉・共済振興協会」に申請し、給付決定後、当互助会から会員事業所指定の口座へお振込みします。

※退会餞別金を請求されただけでは退会にはなりません。必ず、「会員〔被共済者〕名簿（新規・異動）」を提出して下さい。また、「会員証」の返却をお願いします。

※保険請求書は、郵送または持参にてお願いします。FAX では受付けることはできません。

※保険金請求書類は、湖北地域勤労者互助会ホームページの「各種申請書」より印刷できます。
https://kohoku-gojo.zenpuku.or.jp/

給付事業認定基準

１保険金の認定基準は、全労済協会が行う自治体提携慶弔共済保険の普通保険約款および特約条項の規定により、保険金支払いの手引きを準用する。

第１　死亡保険金・弔慰金

「疾病による死亡」

１保険期間中に疾病を直接の原因として死亡した場合を対象とする。
２支払事由の確定日は死亡日とする。
３会員の年齢により保険金額が異なる。
４会員の年齢は、保険始期での満年齢をいう。
５保険金は、次の場合は支払わないものとする。
（１）保険期間中に疾病以外の原因（自殺・自然死等）により死亡した場合
（２）保険期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として死亡した場合
（３）保険金受取人の故意又は重大な過失により死亡した場合。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る。
（４）会員の犯罪行為により死亡した場合

「不慮の事故による死亡」

１保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした保険期間中の死亡の場合を対象とする。
２支払事由の確定日は死亡日とする。
３事故日とは不慮の事故による傷害が発生した日となり、この事故日が保険期間中である場合に支払いの対象とする。
４保険金の支払額は「不慮の事故による死亡」の保険金額とする。
５保険金は、次の場合は支払わないものとする。
（１）保険金受取人の故意または重大な過失により死亡した場合。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る。
（２）会員の故意又は重大な過失により死亡した場合。
（３）会員の犯罪行為により死亡した場合。
（４）会員が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により死亡した場合。
（５）会員が酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により死亡した場合。
（6）会員が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により死亡した場合。
（7）会員が疾患、疾病により心神喪失の状態にいる間に生じた事故により死亡した場合。

「交通事故による死亡」

１保険期間中に発生した交通事故による傷害を直接の原因とした保険期間中の死亡を対象とする。

２支払事由の確定日は死亡日とする。

３事故日とは交通事故による傷害が発生した日となり、この事故日が保険期間中である場合に対象とする。

４保険金の支払額は「交通事故による死亡」の保険金額とする。

５保険金は、次の場合は支払わないものとする。

（１）保険金受取人の故意または重大な過失により死亡した場合。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る。

（２）会員の故意又は重大な過失により死亡した場合。

（３）会員の犯罪行為により死亡した場合。

（４）会員が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により死亡した場合。

（５）会員が酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により死亡した場合。

（６）会員が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により死亡した場合。

（７）会員が疾患、疾病により心神喪失の状態にいる間に生じた事故により死亡した場合。

「配偶者の死亡」

１保険期間中の会員の配偶者の死亡を対象とする。

２支払事由の確定日は死亡日とする。

３「配偶者」とは、会員と戸籍上婚姻関係にある者又は内縁関係にある者をいう。ただし、内縁関係にある者に婚姻届出をしている配偶者がいる場合を除く。

４保険金の支払額は「配偶者死亡弔慰金」の保険金額とする。

５保険金は、次の場合は支払わないものとする。

（１）会員の故意又は重大な過失により支払事由が生じた場合。

（２）会員の犯罪行為により支払事由が生じた場合。

「子の死亡」

１保険期間中の会員の子の死亡を対象とする。

２支払事由の確定日は死亡日とする。

３「子」とは、会員の実子、養子、継子および、これらの配偶者とする。会員の子には、妊娠７カ月以上経過したのちに死産した場合を含む。

４保険金の支払額は「子の死亡弔慰金」の保険金額とする。

５保険金は次の場合には支払わないものとする。

（１）会員の故意又は重大な過失により支払事由が生じた場合。

（２）会員の犯罪行為により支払事由が生じた場合。

「親の死亡」

１保険期間中の会員の親の死亡を対象とする。

２支払事由の確定日は死亡日とする。

３「親」とは、会員及び配偶者の実父母、養父母、継父母をいう。

４保険金の支払額は「親の死亡弔慰金」の保険金額とする。

５保険金は次の場合には支払わないものとする。

（１）会員の故意又は重大な過失により支払事由が生じた場合。

（２）会員の犯罪行為により支払事由が生じた場合。

第２　重度障害保険金・後遺障害保険金

「疾病による重度障害」

１保険期間中の疾病により重度障害となった場合を対象とする。

２支払事由の確定日は、「重度障害の状態の症状が固定した日」とする。

３会員の年齢により、保険金額が異なる。

４会員の年齢は、保険始期での満年齢をいう。

５保険金は、次の場合は支払わないものとする。

（１）疾病を直接の原因とせず、加齢等を原因として重度障害となった場合。

（２）保険金受取人の故意又は重大な過失により重度障害となった場合。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限る。

（３）会員の犯罪行為により重度障害となった場合。

「不慮の事故による重度障害・後遺障害」

１保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として重度障害、後遺障害となった場合を対象とする。

２支払事由の確定日は障害の状態の症状が固定した日とする。

３事故日とは不慮の事故による傷害が発生した日となり、この事故日が保険期間中である場合に対象とする。

４保険金の額は、不慮の事故の死亡保険金額に該当の障害の等級に応じた割合とする。

５保険金は、次の場合は支払わないものとする。

（１）保険金受取人の故意または重大な過失により重度障害、後遺障害となった場合。　ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限る。

（２）会員の故意又は重大な過失により重度障害、後遺障害となった場合。

（３）会員の犯罪行為により重度障害、後遺障害となった場合。

（４）会員が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間

に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。
（５）会員が酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。
（６）会員が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。
（７）会員が疾患、疾病により心神喪失の状態にいる間に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。

「交通事故による重度障害・後遺障害」
１保険期間中に発生した交通事故による傷害を直接の原因として重度障害、後遺障害となった場合を対象とする。
２支払事由の確定日は、障害の状態の症状が固定した日とする。
３事故日とは交通事故による傷害が発生した日となり、この事故日が保険期間中である場合に対象とする。
４保険金の額は交通事故の死亡保険金額に該当の傷害の等級に応じた割合とする。
５保険金は、次の場合には支払わないものとする。
（１）保険金受取人の故意または重大な過失により重度障害、後遺障害となった場合。
ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのは、
その者が受け取るべき金額に限る。
（２）会員の故意又は重大な過失により重度障害、後遺障害となった場合。
（３）会員の犯罪行為により重度障害、後遺障害となった場合。
（４）会員が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。
（５）会員が酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。
（６）会員が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。
（７）会員が疾患、疾病により心神喪失の状態にいる間に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。

第３　傷病休業保険金

１業務上、業務外の別を問わず、保険期間中に会員が傷病により次のそれぞれの日数以上を連続して休業した場合を対象とする。（営業日・休日を問わず連続して休業していた期間とする。）
２支払事由の確定日はそれぞれ 30 日目、90 日目とする。ただし、休業となった最初の日が保険期間内にあることが必要であり、会員が保険始期の時点ですでに休業の状態にある時は対象としない。

３保険金の支払額は、次の休業日数に応じたいずれかとする。

（１）休業３０日以上９０日未満

（２）休業９０日以上

４保険金は、事故日（休業開始日）の属する契約の保険金額を支払うものとする。

５「それぞれの日数以上を連続して休業」の連続日数の計算方法

（１）同一傷病の日数

ア　連続休業の場合

３０日以上	９０日以上

＊３０日・９０日以上の支払

イ　１０日以内の出勤があり、再休業した場合

休業２５日	出勤１０日	休業６０日

※全日数（出勤日数含む）加算して、30日・90日以上の支払

ウ　１１日以上１２０日以内の出勤日数で、再休業した場合

休業２５日	出勤１５日	休業４５日	出勤１５日	休業５５日

※休業日数のみを加算して、30日・90日以上の支払

エ　１２０日を超える出勤日数があり、再休業した場合は、別の傷病とみなす。

休業３５日	出勤１２５日以上	休業
＊３０日以上の支払		＊新たに、休業日数計算をし、３０日以上の休業より支払

（２）同一傷病でないときの日数

ア　違う病気の場合は、勤務日数が１日であっても、新たに起算する。

休業３０日	出勤１日	休業３０日	休業９２日
		＊３０日以上の支払	＊９０日以上の支払

イ　現在の傷病の途中で、他の傷病が発生した場合は、前の分は打ち切り新たに起算する。

現在の傷病休業３５日	新たな傷病による休業30日以上・90日以上
＊３０日以上の支払	＊３０日・９０日以上の支払

ただし、新たに起算した結果、前後とも休業日数不足により傷病休業保険金の対象とならない場合前後の休業日数を通算する。

６保険金は、次の場合には支払われないものとする。

（１）会員の故意又は重大な過失により傷害を被った、もしくは疾病に罹患し休業した場合。

（２）会員の犯罪行為により傷害を被った、もしくは疾病に罹患し休業した場合。

第４　住宅災害保険金

「火災等」

１保険期間中に会員の居住する建物（貸間、店舗、作業場等の非居住部分除く）または建物に収容されている家財が火災等によって被害を被った場合を対象とする。

２支払事由の確定日は火災等の罹災日とする。

３火災等とは、火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、もしくは倒壊、水漏れ、突発的な第三者の加害行為をいう。

４保険の額は、損害の程度に応じて、次に定める支払割合を保険金額に乗じて支払うものとする。

５損害の程度と支払割合

（１）損害の程度

焼破損の割合　＝　損害額（再取得価格）／住宅の価格×１００

（２）建物・家財の５０％以上を焼破損した場合　支払割合１００％

（３）建物・家財の３０％以上を焼破損した場合　支払割合７０％

（４）建物・家財の２０％以上を焼破損した場合　支払割合５０％

（５）建物・家財の２０％未満を焼破損した場合　支払割合　２０％

６保険金は、次の場合には支払わないものとする。

（１）会員の故意又は重大な過失により火災等が発生した場合。

（２）会員の犯罪行為により火災等が発生した場合。

（３）保険金の支払事由が、次のア・イを直接的な原因、あるいは間接的な原因として発生した場合。また発生原因がいかなる場合でもア・イにより損害が拡大した場合。

ア核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性

イ核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用

「自然災害」

１保険期間中に会員の居住する建物（貸間、店舗、作業場等の非居住部分除く）が自然災害によって被害を被った場合を対象とする。

２支払事由の確定日は自然災害の罹災日とする。

３自然災害とは、地震、津波、噴火、暴風雨、施風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょうをいう。

４床上浸水とは、床面以上に浸水（床下への浸水による損害を除く）し、そのために日常の生活を営むことができない状態をいい、床面以上に土砂が流入した状態を含む。

５保険の額は、損害の程度に応じて、次に定める支払割合を保険金額に乗じて支払うものとする。

６損害の程度と支払割合

（１）損害の程度

損壊の割合　＝　損害額（再取得価格）／住宅の価格×１００

（２）建物の７０％以上を損壊した場合　支払割合１００％
（３）建物の２０％以上を損壊した場合　支払割合５０％
（４）建物の２０％未満を損壊した場合　支払割合１０％
（５）床上浸水　損害の程度に関らず一律　支払割合２０％
７保険金は、次の場合には支払わないものとする。
（１）保険金の支払事由が、次のア・イを直接的な原因、あるいは間接的な原因として発生した場合。
また発生原因がいかなる場合でも、ア・イにより損害が拡大した場合。
ア核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性
イ核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用

第５　祝金

「結婚祝金」
１保険期間中の会員の結婚を対象とする。
２支払事由の確定日は婚姻日（役所に届け出た日）とする。
３「結婚」とは、会員本人を対象とした法律上の婚姻をいい、内縁関係は除く。
４保険金の支払額は、「結婚祝金」の保険金額とする。

「子の出生祝金」
１保険期間中の会員の子の出生を対象とする。
２支払事由の確定日は子の出生日とする。
３「出生」とは、会員と配偶者（内縁関係を含む）との間に生まれた子の出生をいう。
４保険金の支払額は、子の出生一人につき、「子の出生祝金」の保険金額とする。双生児は出生２件として扱うものとする。
５保険金は、次の場合には支払わないものとする。
会員の子が出生して生後１４日以内に死亡した場合。

「子の小学校入学祝金」
１保険期間中に会員の子が小学校に入学した場合を対象とする。
２支払事由の確定日は「子の小学校入学日」とする。
３「子」とは、会員と生計を一にする会員の実子、養子、継子とする。
４保険金の支払額は、子の小学校入学一人につき「子の小学校入学祝金」の保険金額とする。

「還暦祝金（満６０歳）」
１保険期間中に会員が還暦を迎えた（満６０歳に達した）場合を対象とする。
２支払事由の確定日は「満６０歳の誕生日」とする。

３保険金の支払額は、「還暦祝金」の保険金額とする。

「古希祝金（満７０歳）」

１保険期間中に会員が古希を迎えた（満７０歳に達した）場合を対象とする。

２支払事由の確定日は「満７０歳の誕生日」とする。

３保険金の支払額は、「古希祝金」の保険金額とする。

「退会餞別金」

１保険期間中の会員が、互助会の会員となってから連続して５年以上の在会期間を経過して脱会する場合を対象とする。

２支払事由の確定日は、互助会からの脱会日とする。

３保険金の支払額は、「退会餞別金」の保険金額とする。

４脱会には、死亡による退会は除くものとする。

「勤続祝金」

１保険期間中に会員が従事する事業所の事業主および従業員となってから、次の勤続期間を迎えた場合を対象とする。

（１）勤続１５年

（２）勤続２０年

（３）勤続２５年

（４）勤続３０年

（５）勤続３５年

（６）勤続４０年

２「勤続期間」とは、会員が同一事業所に連続して勤務した期間をいう。また会員が事業主の場合は、同一事業を営んだ期間とする。

３支払事由の確定日は、該当する勤続期間の応当日の前日とする。

４保険金の支払額は、「勤続祝金」のそれぞれの勤続期間に応じた保険金額とする。

令和２年４月１日　発効

コロナ禍で大変な小規模店舗・施設の皆様を応援致します
主婦・学生・サラリーマンの皆様も作成できます！
プロが構築 ホームページ
ジックHP
個人店舗&施設のHP 2万円
事業主の皆様の収益UPにも繋がります！
HPで多くの方々に自慢の商品を知ってもらいませんか
一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター

国の労災保険上乗せ補償
全福 ワンコイン 労災
補償は最高3,000万円まで選択可能！
掛け金は1口につき月額100円から
福利厚生の充実

人も、会社も、もっと元気に！
中小企業 退職金 共済制度
CHU TAI KYO
◆ 掛金の一部を国が助成
◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
◆ 外部積立型なので管理が簡単
◆ パートさんの加入もOK
詳しくはホームページへ
中退共 検索
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211





湖北地域勤労者互助会

滋賀県長浜市高田町 12-34
TEL/FAX 0749-53-3553
Email kohoku-gojo@sweet.ocn.ne.jp
https://kohoku-gojo.zenpuku.or.jp/